

## 【別紙】原告番号1・ A 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告 A との間の契約内容

原告 A は、 J 株式会社という K 株式会社の子会社の社員であり、毎月25日が給与の支給日であった（甲Aの4）。

原告 A と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 A を譲渡人、被告を譲受人とする貸金債権譲渡契約を8度締結した。なお、同契約では、貸金の受領権限は被告から原告 A に委託されており、原告 A は、職場から貸金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた（以上、甲Aの1、4）。

## 記

## ア 貸金債権譲渡契約①

契 約 日	平成31年4月16日
譲渡の対象となる債権	原告 A の J 株式会社に対する平成31年3月1日から同月31日までに発生し、同年4月25日に支払われる貸金債権のうち金7万円
上記債権譲渡の対価	金4万9000円
上記対価の支払日	平成31年4月16日
原告 A の引渡金の引渡予定日	平成31年4月25日
実 質 金 利	1042%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	平成31年4月25日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

## イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日	平成31年4月25日
譲渡の対象となる債権	原告 A の J 株式会社

	対する平成31年4月1日から同月30日までに発生し、令和元年5月24日に支払われる貸金債権のうち金9万円
上記債権譲渡の対価	金6万3000円
上記対価の支払日	平成31年4月25日
原告Aの引渡金の引渡予定日	令和元年5月24日
実質金利	521%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年5月24日に金9万円
不当利得返還請求権の対象金額	金9万円

ウ 貸金債権譲渡契約③

契約日	令和元年5月24日
譲渡の対象となる債権	原告AのJ株式会社に対する令和元年5月1日から同月31日までに発生し、同年6月25日に支払われる貸金債権のうち金9万円

上記債権譲渡の対価	金6万3000円
上記対価の支払日	令和元年5月24日
原告Aの引渡金の引渡予定日	令和元年6月25日
実質金利	474%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年6月25日に金9万円
不当利得返還請求権の対象金額	金9万円

エ 貸金債権譲渡契約④

契約日	令和元年6月25日
譲渡の対象となる債権	原告AのJ株式会社に対する令和元年6月1日から同月30日までに発生し、同年7月25日に支払

	われる貸金債権のうち金9万円
上記債権譲渡の対価	金7万2000円
上記対価の支払日	令和元年6月25日
原告Aの引渡金の引渡予定日	令和元年7月25日
実質金利	294%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年7月25日に金9万円
不当利得返還請求権の対象金額	金9万円

オ 貸金債権譲渡契約⑤

契約日	令和元年7月25日
譲渡の対象となる債権	原告AのJ株式会社に対する令和元年7月1日から同月31日までに発生し、同年8月23日に支払われる貸金債権のうち金9万円

上記債権譲渡の対価	金7万2000円
上記対価の支払日	令和元年7月25日
原告Aの引渡金の引渡予定日	令和元年8月23日
実質金利	304%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年8月23日に金9万円
不当利得返還請求権の対象金額	金9万円

カ 貸金債権譲渡契約⑥

契約日	令和元年8月23日
譲渡の対象となる債権	原告AのJ株式会社に対する令和元年8月1日から同月31日までに発生し、同年9月25日に支払われる貸金債権のうち金9万円

上記債権譲渡の対価	金7万2000円
-----------	----------

上記対価の支払日 令和元年8月23日  
原告 A の引渡金の引渡予定日 令和元年9月25日  
実質金利 268%  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年9月25日に金9万円  
不当利得返還請求権の対象金額 金9万円

キ 貸金債権譲渡契約⑦

契約日 令和元年9月25日  
譲渡の対象となる債権 原告 A の J 株式会社  
に対する令和元年9月1日から同月30  
日までに発生し、同年10月25日に支  
払われる貸金債権のうち金9万円

上記債権譲渡の対価 金7万2000円  
上記対価の支払日 令和元年9月25日  
原告 A の引渡金の引渡予定日 令和元年10月25日  
実質金利 294%  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年10月27日に金9万円  
不当利得返還請求権の対象金額 金9万円

ク 貸金債権譲渡契約⑧

契約日 令和元年10月28日  
譲渡の対象となる債権 原告 A の J 株式会社  
に対する令和元年10月1日から同月3  
1日までに発生し、同年11月25日に  
支払われる貸金債権のうち金9万円

上記債権譲渡の対価 金7万2000円  
上記対価の支払日 令和元年10月28日  
原告 A の引渡金の引渡予定日 令和元年11月25日

実質金利	314%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年11月25日に金9万円
不当利得返還請求権の対象金額	金9万円

## 2 被告と原告 A との間の実際の取引経過

被告と原告 A との間の実際の取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 A に対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 A は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、本訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以上



## 取引状況一覧表

被告(通称)	株式会社ZERUTA(七福神)
原告番号・氏名	原告番号1・A

取引年月日	実交付額	支払額	利息額	実質金利	証拠
2019年4月16日	48,244			1086%	甲A2-1
2019年4月25日		70,000	21,540	$21540 \div 48244 \times 365 \div 15 \times 100$	甲A3-1
2019年4月25日	62,244			538%	甲A2-1
2019年5月24日		90,000	27,540	$27540 \div 62244 \times 365 \div 30 \times 100$	甲A3-2
2019年5月24日	62,244			489%	甲A2-2
2019年6月25日		90,000	27,540	$27540 \div 62244 \times 365 \div 33 \times 100$	甲A3-3
2019年6月25日	71,244			306%	甲A2-3
2019年7月25日		90,000	18,540	$18540 \div 71244 \times 365 \div 31 \times 100$	
2019年7月25日	71,244			316%	甲A2-4
2019年8月23日		90,000	18,540	$18540 \div 71244 \times 365 \div 30 \times 100$	甲A3-4
2019年8月23日	71,244			279%	甲A2-5
2019年9月25日		90,000	18,540	$18540 \div 71244 \times 365 \div 34 \times 100$	甲A3-5
2019年9月26日	71,244			296%	甲A2-6
2019年10月27日		90,000	18,536	$18536 \div 71244 \times 365 \div 32 \times 100$	甲A3-6
2019年10月28日	71,230			327%	甲A2-7
2019年11月25日		90,000	18,550	$18550 \div 71230 \times 365 \div 29 \times 100$	甲A3-7
合計	528,938	700,000	169,326		

## 【別紙】原告番号2 B 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告 B との間の契約内容

原告 B は、 L 株式会社 に勤務する会社員である。給与の支給は、当月締め、翌月 25 日支払いであるが、25 日が土曜、日曜及び祝日に当たる場合は、その前営業日に支給されることになっている（以上、甲 B 7）。

原告 B と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 B を譲渡人、被告を譲受人とする貸金債権譲渡契約を複数回締結した。なお、同契約では、貸金の受領権限は被告から原告 B に委託されており、原告 B は、職場から貸金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた（以上、甲 B 1 の 1～5）。

## 記

## ア 貸金債権譲渡契約①

契 約 日	令和元年 7 月 3 日
譲渡の対象となる債権	原告 B の L 株式会社 に対する令和元年 6 月 1 日から同月 30 日までに発生し、同年 7 月 25 日に支払われる貸金債権のうち金 7 万円
上記債権譲渡の対価	金 5 万 6 0 0 0 円
上記対価の支払日	令和元年 7 月 3 日
原告 B の引渡金の引渡予定日	令和元年 7 月 25 日
実 質 金 利	3 9 7 %
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年 7 月 26 日に金 7 万円
不当利得返還請求権の対象金額	金 7 万円

## イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日 令和元年7月26日  
譲渡の対象となる債権 原告Bの L 株  
式会社に対する令和元年7月1日から  
同月31日までに発生し、同年8月23  
日に支払われる貸金債権のうち金7万  
円

上記債権譲渡の対価 金5万6000円  
上記対価の支払日 令和元年7月26日  
原告Bの引渡金の引渡予定日 令和元年8月23日  
実 質 金 利 315%  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年8月23日に金7万円  
不当利得返還請求権の対象金額 金7万円

ウ 貸金債権譲渡契約③

契 約 日 令和元年8月23日  
譲渡の対象となる債権 原告Bの L 株  
式会社に対する令和元年8月1日から  
同月31日までに発生し、同年9月25  
日に支払われる貸金債権のうち金7万  
円

上記債権譲渡の対価 金5万6000円  
上記対価の支払日 令和元年8月23日  
原告Bの引渡金の引渡予定日 令和元年9月25日  
実 質 金 利 268%  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年9月25日に金7万円  
不当利得返還請求権の対象金額 金7万円

エ 貸金債権譲渡契約④

契 約 日	令和元年9月25日
譲渡の対象となる債権	原告 <b>B</b> の <b>L</b> 株式会社 株式会社に対する令和元年9月1日から 同月30日までに発生し、同年10月2 5日に支払われる貸金債権のうち金7 万円
上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年9月26日
原告 <b>B</b> の引渡金の引渡予定日	令和元年10月25日
実 質 金 利	294%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年10月25日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

才 貸金債権譲渡契約⑤

契 約 日	令和元年10月25日
譲渡の対象となる債権	原告 <b>B</b> の <b>L</b> 株式 株式会社に対する令和元年10月1日か ら同月31日までに発生し、同年11月 25日に支払われる貸金債権のうち金 7万円
上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年10月25日
原告 <b>B</b> の引渡金の引渡予定日	令和元年11月25日
実 質 金 利	285%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年11月25日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

## 2 被告と原告 B との間の実際取引経過

被告と原告 B との間の実際取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 B に対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 B は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、本訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以上





## 【別紙】原告番号3・ C 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告 C との間の契約内容

原告 C は、 M 株式会社という物流業などを行う会社の社員であり、毎月15日が給与の支給日であった（甲C4-1、甲C4-2）。

原告 C と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 C を譲渡人、被告を譲受人とする貸金債権譲渡契約を少なくとも6回締結した。なお、同契約では、貸金の受領権限は被告から原告 C に委託されており、原告 C は、職場から貸金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた（以上、甲C1、甲C4-1、甲C4-2）。下記契約内容を一覧にしたものが別紙「契約内容一覧表」である。

## 記

## ア 貸金債権譲渡契約①

契 約 日	令和元年6月27日
譲渡の対象となる債権	原告 C の M 株式会社 に対する令和元年6月1日から同月30日までに発生し、同年7月16日に支払われる貸金債権のうち金8万円
上記債権譲渡の対価	金6万4000円
上記対価の支払日	令和元年6月27日
原告 C の引渡金の引渡予定日	令和元年7月16日
実 質 金 利	456%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年7月17日に金8万円
不当利得返還請求権の対象金額	金8万円

## イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日	令和元年7月17日
-------	-----------

譲渡の対象となる債権	原告 C の M 株式会社 に対する令和元年7月1日から同月3 1日までに発生し、同年8月15日に支 払われる貸金債権のうち金7万円
上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年7月17日
原告 C の引渡金の引渡予定日	令和元年8月15日
実質金利	3.04%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年8月15日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

ウ 貸金債権譲渡契約③

契約日	令和元年8月15日
譲渡の対象となる債権	原告 C の M 株式会社 に対する令和元年8月1日から同月3 1日までに発生し、同年9月17日に支 払われる貸金債権のうち金7万円

上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年8月15日
原告 C の引渡金の引渡予定日	令和元年9月17日
実質金利	2.68%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年9月13日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

エ 貸金債権譲渡契約④

契約日	令和元年9月13日
譲渡の対象となる債権	原告 C の M 株式会社 に対する令和元年9月1日から同月3

	0日までに発生し、同年10月15日に 支払われる貸金債権のうち金7万円
上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年9月13日
原告Cの引渡金の引渡予定日	令和元年10月15日
実質金利	276%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年10月15日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

オ 貸金債権譲渡契約⑤

契 約 日	令和元年10月15日
譲渡の対象となる債権	原告CのM株式会社 に対する令和元年10月1日から同月 31日までに発生し、同年11月15日 に支払われる貸金債権のうち金7万円

上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年10月15日
原告Cの引渡金の引渡予定日	令和元年11月15日
実質金利	285%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年11月15日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

カ 貸金債権譲渡契約⑥

契 約 日	令和元年11月17日
譲渡の対象となる債権	原告CのM株式会社 に対する令和元年11月1日から同月 30日までに発生し、同年12月13日 に支払われる貸金債権のうち金7万円

上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年11月17日
原告 C の引渡金の引渡予定日	令和元年12月16日
実質金利	285%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年12月16日に金7万円
不当利得返還請求権の対象金額	金7万円

## 2 被告と原告 C との間の実際取引経過

被告と原告 C との間の実際取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 C に対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 C は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、本訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以上





## (別紙) 原告番号4・ D 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告今村との間の契約内容

原告 D は、N 消防署 O 分署に務める公務員であり、毎月21日が給与の支給日であった(甲 D11)。

原告 D と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 D を譲渡人、被告を譲受人とする貸金債権譲渡契約を複数回締結した。なお、同契約では、貸金の受領権限は被告から原告 D に委託されており、原告 D は、職場から貸金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた(以上、甲 D1~13)。下記契約内容を一覧にしたものが別紙「契約内容一覧表」である。

## 記

## ア 貸金債権譲渡契約①

契 約 日	平成30年12月21日
譲渡の対象となる債権	原告 D の N 消防署 O 分署に対する平成30年12月1日から同月31日までに発生し、平成31年1月21日に支払われる貸金債権のうち金5万円
上記債権譲渡の対価	金3万8000円
上記対価の支払日	平成30年12月21日
原告 D の引渡金の引渡予定日	平成31年1月21日
実 質 金 利	360%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	平成31年1月21日に金5万円
不当利得返還請求権の対象額	金5万円

## イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日	平成31年3月22日
-------	------------

譲渡の対象となる債権	原告 D の N 消防署 O 分署に対する平成31年3月1日から同月31日までに発生し、同年4月19日に支払われる貸金債権のうち金5万円
上記債権譲渡の対価	金3万5000円
上記対価の支払日	平成31年3月22日
原告 D の引渡金の引渡予定日	平成31年4月19日
実質金利	539%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	平成31年4月19日に金5万円
不当利得返還請求権の対象額	金5万円
ウ 貸金債権譲渡契約③	
契 約 日	平成31年4月19日
譲渡の対象となる債権	原告 D の N 消防署 O 分署に対する平成31年4月1日から同月30日までに発生し、令和元年5月21日に支払われる貸金債権のうち金7万5千円
上記債権譲渡の対価	金6万円
上記対価の支払日	平成31年4月19日
原告 D の引渡金の引渡予定日	令和元年5月21日
実質金利	27.6%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年5月21日に金7万5000円
不当利得返還請求権の対象額	金7万5000円
エ 貸金債権譲渡契約④	
契 約 日	令和元年5月21日

譲渡の対象となる債権	原告 D の N 消防署 O 分署に対する令和元年5月1日から同月31日までに発生し、令和元6月21日に支払われる貸金債権のうち金5万円
上記債権譲渡の対価	金3万5000円
上記対価の支払日	令和元年5月21日
原告 D の引渡金の引渡予定日	令和元年6月21日
実質金利	488%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年6月21日に金5万円
不当利得返還請求権の対象額	金3万5000円
ホ 貸金債権譲渡契約⑤	
契約日	令和元年6月21日
譲渡の対象となる債権	原告 D の N 消防署 O 分署に対する平成31年6月1日から同月30日までに発生し、令和元年7月22日に支払われる貸金債権のうち金7万5千円
上記債権譲渡の対価	金6万円
上記対価の支払日	令和元年6月21日
原告 D の引渡金の引渡予定日	令和元年7月22日
実質金利	285%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年7月22日に金7万5000円
不当利得返還請求権の対象額	金7万5000円
カ 貸金債権譲渡契約⑥	
契約日	令和元年7月22日

譲渡の対象となる債権

原告 D の N 消防署 O 分署に対する令和元年7月1日から同月31日までに発生し、令和元年8月21日に支払われる貸金債権のうち金9万円

上記債権譲渡の対価

金7万2000円

上記対価の支払日

令和元年7月22日

原告 D の引渡金の引渡予定日

令和元年8月21日

実質金利

294%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額

令和元年8月21日に金9万円

不当利得返還請求権の対象額

金9万円

キ 貸金債権譲渡契約⑦

契約日

令和元年8月21日

譲渡の対象となる債権

原告 D の N 消防署 O 分署に対する令和元年8月1日から同月31日までに発生し、令和元9月24日に支払われる貸金債権のうち金9万円

上記債権譲渡の対価

金7万2000円

上記対価の支払日

令和元年8月21日

原告 D の引渡金の引渡予定日

令和元年9月24日

実質金利

260%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額

令和元年9月24日に金9万円

不当利得返還請求権の対象額

金9万円

ク 貸金債権譲渡契約⑧

契約日

令和元年9月24日

譲渡の対象となる債権

原告 D の N 消防署 O 分署に対する令和元年9月1日から同月30日

	までに発生し、令和元年10月21日に
	支払われる貸金債権のうち金9万円
上記債権譲渡の対価	金7万2000円
上記対価の支払日	令和元年9月24日
原告Dの引渡金の引渡予定日	令和元年10月21日
実質金利	325%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年10月21日に金9万円
不当利得返還請求権の対象額	金9万円

ケ 貸金債権譲渡契約⑨

契 約 日	令和元年10月21日
譲渡の対象となる債権	原告DのN消防署O分署に対する令和元年10月1日から同月31日までに発生し、令和元年11月22日に支払われる貸金債権のうち金9万円
上記債権譲渡の対価	金7万2000円
上記対価の支払日	令和元年10月21日
原告Dの引渡金の引渡予定日	令和元年11月22日
実質金利	276%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年11月22日に金9万円
不当利得返還請求権の対象額	金9万円

2 被告と原告Dとの間の実際の取引経過

被告と原告Dとの間の実際の取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告Dに対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告Dは、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、本訴

状本文に記載した計算方法のとおりである。

以上

# 契約内容一覧表

被告(通称)	株式会社ZERUTA(七福神)
原告番号・氏名	原告番号4・D

契約日	譲渡対価額	支払期限	支払額	利息額	実質金利	証拠
2018年12月21日	38,000	2019年1月21日	50,000	12000	360%	甲D6、12
					$12000 \div 38000 \times 365 \div 32 \times 100$	
2019年3月22日	35,000	2019年4月19日	50,000	15000	539%	甲D6、8の1
					$15000 \div 35000 \times 365 \div 29 \times 100$	
2019年4月19日	60,000	2019年5月21日	75,000	15000	276%	甲D12、8の2
					$15000 \div 60000 \times 365 \div 33 \times 100$	
2019年5月21日	35,000	2019年6月21日	50000	15000	488%	甲D12、8の3
					$15000 \div 35000 \times 365 \div 32 \times 100$	
2019年6月21日	60,000	2019年7月22日	75000	15000	285%	甲D1、7、10の1~3、13
					$15000 \div 60000 \times 365 \div 32 \times 100$	
2019年7月22日	72,000	2019年8月21日	90000	18000	294%	甲D2、6、9の1
					$18000 \div 72000 \times 365 \div 31 \times 100$	
2019年8月21日	72,000	2019年9月24日	90000	18000	260%	甲D3、6
					$18000 \div 72000 \times 365 \div 35 \times 100$	
2019年9月24日	72,000	2019年10月21日	90000	18000	325%	甲D4、6、9の1
					$18000 \div 72000 \times 365 \div 28 \times 100$	
2019年10月21日	72,000	2019年11月22日	90000	18000	276%	甲D6、9の2
					$18000 \div 72000 \times 365 \div 33 \times 100$	
合計	516,000		660,000			

## 取引状況一覧表

被告(通称)	株式会社ZERUTA(七福神)
原告番号・氏名	原告番号4・D

取引年月日	実交付額	支払額	利息額	実質金利	証拠
2018年12月21日	38,000				甲D6、12
2019年1月21日		50,000	12,000	360% $12000 \div 38000 \times 365 \div 32 \times 100$	甲D12
2019年3月22日	34,244				甲D6
2019年4月19日		50,000	15,540	571% $15540 \div 34244 \times 365 \div 29 \times 100$	甲D8の1
2019年4月19日	59,244				甲D12
2019年5月21日		75,000	15,540	290% $15540 \div 59244 \times 365 \div 33 \times 100$	甲D8の2
2019年5月21日	34,244				甲D12
2019年6月21日		50,000	15,540	517% $15540 \div 34244 \times 365 \div 32 \times 100$	甲D8の3
2019年6月21日	59,244				甲D1、甲D7
2019年7月22日		75,000	15,540	308% $15540 \div 59244 \times 365 \div 31 \times 100$	甲D10の1~ 3、13
2019年7月22日	71,244				甲D2、6
2019年8月21日		90,000	18,540	271% $18540 \div 71244 \times 365 \div 35 \times 100$	甲D9の1
2019年8月21日	71,244				甲D3、6
2019年9月24日		90,000	18,540	339% $18540 \div 71244 \times 365 \div 28 \times 100$	甲D6
2019年9月24日	71,244				甲D4、6
2019年10月21日		90,000	18,540	287% $18540 \div 71244 \times 365 \div 33 \times 100$	甲D9の1
	71,230				甲D9の2
2019年11月22日		90,000	18,550	327% $18550 \div 71230 \times 365 \div 29 \times 100$	甲D6
合計	509,938	660,000	148,330		

## 【別紙】原告番号5・E 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告宮平との間の契約内容

原告 E (以下、「原告 E」という。)は、P 局に勤務する国家公務員である。給与の支給日は、原則毎月16日であるが、16日が土曜、日曜及び祝日に当たる場合は、翌営業日に支給されることになっている。なお、原告 E は、平成29年4月から平成31年3月までの2年間については、総務省に出向しており、被告と下記取引を行っていた時点では総務省の所属であった(以上、甲E4)。

原告 E と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 E を譲渡人、被告を譲受人とする貸金債権譲渡契約を3度締結した。なお、同契約では、貸金の受領権限は被告から原告 E に委託されており、原告 E は、職場から貸金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた(以上、甲E1の1～3)。下記契約内容を一覧にしたものが別紙「契約内容一覧表」である。

## 記

## ア 貸金債権譲渡契約①

契 約 日	平成30年12月14日
譲渡の対象となる債権	債権者の国に対する平成30年12月1日から同月31日までに発生し、同月17日に支払われる貸金債権のうち金6万円
上記債権譲渡の対価	金3万8000円
上記対価の支払日	平成30年12月14日
債権者の引渡金の引渡予定日	平成30年12月17日
実 質 金 利	1409%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	平成30年12月17日に金6万円

不当利得返還請求権の対象金額 金6万円

イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日 平成30年12月18日

譲渡の対象となる債権 債権者の国に対する平成31年1月1日から同月31日までに発生し、平成31年1月16日に支払われる貸金債権のうち金11万円

上記債権譲渡の対価 金7万円

上記対価の支払日 平成30年12月18日

債権者の引渡金の引渡予定日 平成31年1月16日

実 質 金 利 673%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 平成31年1月17日に金6万円、同月25日に金5万円

不当利得返還請求権の対象金額 金11万円

ウ 貸金債権譲渡契約③

契 約 日 平成31年1月31日

譲渡の対象となる債権 債権者の国に対する平成31年2月1日から同月28日までに発生し、平成31年2月18日に支払われる貸金債権のうち金8万円

上記債権譲渡の対価 金5万円

上記対価の支払日 平成31年1月31日

債権者の引渡金の引渡予定日 平成31年2月18日

実 質 金 利 1217%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 平成31年2月22日に金3万円

不当利得返還請求権の対象金額 金3万円

## 2 被告と原告 E との間の実際取引経過

被告と原告 E との間の実際取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 E に対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 E は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、本訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以上





## (別紙) 原告番号6 F 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告 F との間の契約内容

原告 F は、株式会社 Q に務める会社員であり、毎月15日が給与の支給日であった(甲F3)。

原告 F と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 F を譲渡人、被告を譲受人とする貸金債権譲渡契約を2度締結した。なお、同契約では、貸金の受領権限は被告から原告 F に委託されており、原告 F は、職場から貸金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた(以上、甲F1~5)。下記契約内容を一覧にしたものが別紙「契約内容一覧表」である。

## 記

## ア 貸金債権譲渡契約①

契 約 日	令和元年8月30日
譲渡の対象となる債権	原告 F の株式会社 Q に対する令和元年8月1日から同月31日までに発生し、同年9月13日に支払われる貸金債権のうち金7万円
上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年8月30日
原告 F の引渡金の引渡予定日	令和元年9月13日
実 質 金 利	608%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年9月13日に金7万円
不当利得返還請求権の対象額	金7万円

## イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日	令和元年9月18日
譲渡の対象となる債権	原告 F の株式会社 Q に対する令

和元年9月1日から同月30日までに  
発生し、令和元年10月15日に支払わ  
れる賃金債権のうち金7万円

上記債権譲渡の対価	金5万6000円
上記対価の支払日	令和元年9月18日
原告 F の引渡金の引渡予定日	令和元年10月15日
実質金利	298%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年10月15日に金1万円、令和 元年10月18日に金6万円
不当利得返還請求権の対象額	金7万円

## 2 被告と原告 F との間の実際の取引経過

被告と原告 F との間の実際の取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 F に対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 F は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、本訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以上





## 【別紙】原告番号7・ G 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告 G の間の契約内容

## (1) 原告 G の賃金に関する前提

原告 G は、 R 株式会社の従業員である。原告 G の給料日は、毎月27日である。ただし、27日が金融機関の休業日である場合には、27日に一番近い最終の金融機関営業日に給与が振り込まれる。

## (2) 原告 G と被告の契約状況

原告 G と被告は、下記のとおり契約内容で、原告 G を譲渡人、被告を譲受人とする賃金債権譲渡契約を複数回締結した。なお、同契約では、賃金の受領権限は被告から原告 G に委託されており、原告 G は、職場から賃金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた。下記契約内容を一覧にしたものが別紙契約内容一覧である。

## 記

## ア 賃金債権譲渡契約①

契 約 日	令和元年5月23日
譲渡の対象となる債権	原告 G の R 株式会社に対する令和元年4月1日から同月末日までに発生し、翌月27日に支払われる賃金債権のうち金5万5000円
上記債権譲渡の対価	金3万8000円(手数料別)
上記対価の支払日	令和元年5月23日
原告 G の引渡金の引渡予定日	令和元年5月27日

実質金利 1088%  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年5月27日金5万5000円  
不当利得返還請求権の対象金額 金5万5000円

イ 貸金債権譲渡契約②

契約日 令和元年7月17日  
譲渡の対象となる債権 原告 G の R  
株式会社に対する令和元  
年6月1日から同月末日までに発生し、  
翌月26日に支払われる貸金債権のう  
ち金6万5000円

上記債権譲渡の対価 金5万2000円(手数料別)

上記対価の支払日 令和元年7月17日

原告 G の引渡金の引渡予定日 令和元年7月26日

実質金利 608%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年7月26日金6万5000円

不当利得返還請求権の対象金額 金6万5000円

ウ 貸金債権譲渡契約③

契約日 令和元年8月9日  
譲渡の対象となる債権 原告 G の R  
株式会社に対する令和元  
年7月1日から同月末日までに発生し、  
翌月27日に支払われる貸金債権のう  
ち金6万5000円

上記債権譲渡の対価 金5万2000円(手数料別)

上記対価の支払日 令和元年8月9日

原告 G の引渡金の引渡予定日 令和元年8月27日

実質金利 480%  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年8月27日金6万5000円  
不当利得返還請求権の対象金額 金6万5000円

エ 賃金債権譲渡契約④

契約日 令和元年9月1日  
譲渡の対象となる債権 原告 G の R  
株式会社に対する令和元  
年8月1日から同月末日までに発生し、  
翌月27日に支払われる賃金債権のう  
ち金6万5000円

上記債権譲渡の対価 金5万2000円(手数料別)

上記対価の支払日 令和元年9月1日

原告 G の引渡金の引渡予定日 令和元年9月27日

実質金利 337%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年9月27日金6万5000円

不当利得返還請求権の対象金額 金6万5000円

オ 賃金債権譲渡契約⑤

契約日 令和元年10月1日  
譲渡の対象となる債権 原告 G の R  
株式会社に対する令和元  
年9月1日から同月末日までに発生し、  
翌月25日に支払われる賃金債権のう  
ち金6万5000円

上記債権譲渡の対価 金5万2000円(手数料別)

上記対価の支払日 令和元年10月1日

実質金利 365%

原告 G の引渡金の引渡予定日 令和元年10月25日  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年10月25日金6万5000円  
不当利得返還請求権の対象金額 金6万5000円

カ 貸金債権譲渡契約⑥

契 約 日 令和元年10月31日  
譲渡の対象となる債権 原告 G の R  
株式会社に対する令和元  
年10月1日から同月末日までに発生  
し、翌月27日に支払われる貸金債権の  
うち金6万5000円

上記債権譲渡の対価 金5万2000円(手数料別)

上記対価の支払日 令和元年10月31日

実 質 金 利 325%

原告 G の引渡金の引渡予定日 令和元年11月27日

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年11月27日金6万5000円

不当利得返還請求権の対象金額 金6万5000円

キ 貸金債権譲渡契約⑦

契 約 日 令和元年11月29日

譲渡の対象となる債権 原告 G の R  
株式会社に対する令和元  
年11月1日から同月末日までに発生  
し、翌月27日に支払われる貸金債権の  
うち金6万5000円

上記債権譲渡の対価 金5万2000円(手数料別)

上記対価の支払日 令和元年11月29日

実 質 金 利 314%

原告 G の引渡金の引渡予定日 令和元年12月27日  
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年12月27日金6万5000円  
不当利得返還請求権の対象金額 金6万5000円

ク 貸金債権譲渡契約⑧

契 約 日 令和元年12月27日  
譲渡の対象となる債権 原告 G の R  
株式会社に対する令和元  
年12月1日から同月末日までに発生  
し、翌月27日に支払われる貸金債権の  
うち金6万5000円

上記債権譲渡の対価 金5万2000円(手数料別)

上記対価の支払日 令和元年12月27日

原告 G の引渡金の引渡予定日 令和2年1月27日

実 質 金 利 285%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和2年1月27日金6万5000円

不当利得返還請求権の対象金額 金6万5000円

2 被告と原告 G との間の実際の取引経過

被告と原告 G との間の実際の取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 G に対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 G は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、この訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以 上





## 【別紙】原告番号8・H 契約内容・取引状況

## 1 被告と原告 H の間の契約内容

## (1) 前提となる原告 H の就労状況

原告 H は、有限会社 S の従業員である。原告 H の給料日は、毎月15日である。ただし、15日が金融機関の休業日である場合には、15日に一番近い最終の金融機関営業日に給与が振り込まれる。

## (2) 原告 H と被告の間の契約内容

原告 H と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 H を譲渡人、被告を譲受人とする貸金債権譲渡契約を少なくとも4度締結した。なお、同契約では、貸金の受領権限は被告から原告 H に委託されており、原告 H は、職場から貸金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた。下記契約内容を一覧にしたものが別紙「契約内容一覧」である。

## 記

## ア 貸金債権譲渡契約①

契 約 日	令和元年10月9日
譲渡の対象となる債権	原告 H の有限会社 S に対する令和元年9月1日から同月末日までに発生し、翌月15日に支払われる貸金債権のうち金6万円
上記債権譲渡の対価	金5万円
上記対価の支払日	令和元年10月9日
原告 H の引渡金の引渡予定日	令和元年10月15日
実 質 金 利	486%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年10月15日に金6万円

不当利得返還請求権に基づく請求金額 6万円

イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日 令和元年10月20日  
譲渡の対象となる債権 原告 H の有限会社 S に対  
する令和元年10月1日から同月末日  
までに発生し、翌月15日に支払われる  
貸金債権のうち金6万円

上記債権譲渡の対価 金5万円

上記対価の支払日 令和元年10月20日

原告 H の引渡金の引渡予定日 令和元年11月15日

実 質 金 利 270%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年11月15日に金6万円

不当利得返還請求権に基づく請求金額 6万円

ウ 貸金債権譲渡契約③

契 約 日 令和元年11月20日  
譲渡の対象となる債権 原告 H の有限会社 S に対  
する令和元年11月1日から同月末日  
までに発生し、翌月15日に支払われる  
貸金債権のうち金6万円

上記債権譲渡の対価 金5万円

上記対価の支払日 令和元年11月20日

原告 H の引渡金の引渡予定日 令和元年12月15日

実 質 金 利 280%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年12月13日に金6万円

不当利得返還請求権に基づく請求金額 6万円

エ 賃金債権譲渡契約④

契 約 日	令和元年12月16日
譲渡の対象となる債権	原告 H の有限会社 S に対する令和元年12月1日から同月末日までに発生し、翌月15日に支払われる賃金債権のうち金7万円
上記債権譲渡の対価	金6万円
上記対価の支払日	令和元年12月16日
原告 H の引渡金の引渡予定日	令和2年1月15日
実 質 金利	196%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和2年1月15日に金7万円
不当利得返還請求権に基づく請求金額	7万円

2 被告と原告 H との間の実際の取引経過

原告 H と被告の間の実際の取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 H に対し、取引状況一覧表「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 H は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、この訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以 上





## 【別紙】原告番号9・ I 契約内容・取引状況

## I 被告と原告 I との間の契約内容

原告 I は、株式会社 T に勤務する会社員である。給与の支給日は、原則毎月25日であるが、25日が土曜、日曜及び祝日に当たる場合は、その前営業日に支給されることになっている（以上、甲I4）。

原告 I と被告は、下記のと通りの契約内容で、原告 I を譲渡人、被告を譲受人とする賃金債権譲渡契約を複数回締結した。なお、同契約では、賃金の受領権限は、被告から原告 I に委託されており、原告 I は、職場から賃金の支払を受けると、直ちに、被告に譲渡の対象となった債権額について引き渡すこととなっていた（以上、甲I1）。下記契約内容を一覧にしたものが別紙「契約内容一覧表」である。

## 記

## ア 賃金債権譲渡契約①

契 約 日	令和元年6月17日
譲渡の対象となる債権	原告 I の株式会社 T に対する令和元年5月1日から同月31日までに発生し、令和元年6月25日に支払われる賃金債権のうち金15万円
上記債権譲渡の対価	金12万円
上記対価の支払日	令和元年6月17日
原告 I の引渡金の引渡予定日	令和元年6月25日
実 質 金 利	608%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年6月25日に金15万円
不当利得返還請求権の対象金額	金15万円

イ 貸金債権譲渡契約②

契 約 日	令和元年6月26日
譲渡の対象となる債権	原告 I の株式会社 T に対する令和元年6月1日から同月30日までに発生し、令和元年7月25日に支払われる貸金債権のうち金12万5000円
上記債権譲渡の対価	金10万円
上記対価の支払日	令和元年6月26日
原告 I の引渡金の引渡予定日	令和元年7月25日
実 質 金 利	304%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年7月25日に金12万5000円
不当利得返還請求権の対象金額	金12万5000円

ウ 貸金債権譲渡契約③

契 約 日	令和元年7月25日
譲渡の対象となる債権	原告 I の株式会社 T に対する令和元年7月1日から同月31日までに発生し、令和元年8月23日に支払われる貸金債権のうち金15万円
上記債権譲渡の対価	金12万円
上記対価の支払日	令和元年7月25日
原告 I の引渡金の引渡予定日	令和元年8月23日
実 質 金 利	304%
上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額	令和元年8月23日に金15万円

不当利得返還請求権の対象金額 金15万円

エ 貸金債権譲渡契約④

契 約 日 令和元年8月23日  
譲渡の対象となる債権 原告 I の株式会社 T  
に対する令和元年8月1日から同月  
31日までに発生し、令和元年9月25  
日に支払われる貸金債権のうち金10  
万円

上記債権譲渡の対価 金8万円

上記対価の支払日 令和元年8月23日

原告 I の引渡金の引渡予定日 令和元年9月25日

実 質 金 利 268%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年9月25日に金10万円

不当利得返還請求権の対象金額 金10万円

オ 貸金債権譲渡契約⑤

契 約 日 令和元年9月25日  
譲渡の対象となる債権 原告 I の株式会社 T  
に対する令和元年9月1日から同月  
30日までに発生し、令和元年10月2  
5日に支払われる貸金債権のうち金1  
0万円

上記債権譲渡の対価 金8万円

上記対価の支払日 令和元年9月25日

原告 I の引渡金の引渡予定日 令和元年10月25日

実 質 金 利 294%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年10月25日に金10万円

不当利得返還請求権の対象金額 金10万円

カ 貸金債権譲渡契約⑥

契 約 日 令和元年10月25日

譲渡の対象となる債権 原告 I の株式会社 T

に対する令和元年10月1日から同  
月31日までに発生し、令和元年11月  
25日に支払われる貸金債権のうち金  
10万円

上記債権譲渡の対価 金8万円

上記対価の支払日 令和元年10月25日

原告 I の引渡金の引渡予定日 令和元年11月25日

実 質 金 利 285%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年11月25日に金10万円

不当利得返還請求権の対象金額 金10万円

キ 貸金債権譲渡契約⑦

契 約 日 令和元年11月25日

譲渡の対象となる債権 原告 I の株式会社 T

に対する令和元年11月1日から同  
月30日までに発生し、令和元年12月  
25日に支払われる貸金債権のうち金  
10万円

上記債権譲渡の対価 金8万円

上記対価の支払日 令和元年11月25日

原告 I の引渡金の引渡予定日 令和元年12月25日

実 質 金 利 294%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和元年12月25日に金10万円

不当利得返還請求権の対象金額 金10万円

ク 貸金債権譲渡契約⑧

契 約 日 令和元年12月25日

譲渡の対象となる債権 原告 I の株式会社 T  
に対する令和元年12月1日から同  
月31日までに発生し、令和2年1月2  
4日に支払われる貸金債権のうち金1  
0万円

上記債権譲渡の対価 金8万円

上記対価の支払日 令和元年12月25日

原告 I の引渡金の引渡予定日 令和2年1月24日

実 質 金 利 294%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和2年1月24日に金10万円

不当利得返還請求権の対象金額 金10万円

ケ 貸金債権譲渡契約⑨

契 約 日 令和2年1月24日

譲渡の対象となる債権 原告 I の株式会社 T  
に対する令和2年1月1日から同月  
31日までに発生し、令和2年2月25  
日に支払われる貸金債権のうち金10  
万円

上記債権譲渡の対価 金8万円

上記対価の支払日 令和2年1月24日

原告 I の引渡金の引渡予定日 令和2年2月25日

実 質 金 利 277%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和2年2月25日に金10万円

不当利得返還請求権の対象金額 金10万円

コ 貸金債権譲渡契約⑩

契 約 日 令和2年2月25日

譲渡の対象となる債権 原告 I の株式会社 T

に対する令和2年2月1日から同月29日までに発生し、令和2年3月25日に支払われる貸金債権のうち金10万円

上記債権譲渡の対価 金8万円

上記対価の支払日 令和2年2月25日

原告 I の引渡金の引渡予定日 令和2年3月25日

実 質 金 利 304%

上記引渡金の実際の引渡日及び引渡金額 令和2年3月25日に金10万円

不当利得返還請求権の対象金額 金10万円

2 被告と原告 I との間の実際の取引経過

被告と原告 I との間の実際取引経過は、別紙「取引状況一覧表」記載のとおりである。すなわち、被告は、原告 I に対し、別紙「取引状況一覧表」の「取引年月日」欄記載の日に、同「実交付額」欄記載の金員を交付し、原告 I は、同一覧表「支払額」欄記載の金員を支払った。「利息額」欄記載の金額は、本訴状本文で記載した計算方法のとおりである。

以 上



## 取引状況一覧表

被告(通称)	株式会社ZERUTA(七福神)
原告番号・氏名	原告番号9・I

取引年月日	実交付額	支払額	利息額	実質金利	証拠
2019.6.17	119244				甲1の2
2019.6.25		150000	30540	623% $30540 \div 119244 \times 365 \div 16 \times 100$	甲1の2,3
2019.6.26	99244				甲1の2
2019.7.25		125000	25540	313% $25540 \div 99244 \times 365 \div 30 \times 100$	甲1の2,3
2019.7.25	119244				甲1の2
2019.8.23		150000	30540	311% $30540 \div 119244 \times 365 \div 30 \times 100$	甲1の2,3
2019.8.23	79244				甲1の2
2019.9.25		100000	20540	278% $20540 \div 79244 \times 365 \div 34 \times 100$	甲1の2,3
2019.9.25	79244				甲1の2
2019.10.25		100000	20536	305% $20536 \div 79244 \times 365 \div 31 \times 100$	甲1の2,3
2019.10.25	79230				甲1の2
2019.11.25		100000	20550	295% $20550 \div 79230 \times 365 \div 32 \times 100$	甲1の2,3
2019.11.25	79230				甲1の2
2019.12.25		100000	20550	305% $20550 \div 79230 \times 365 \div 31 \times 100$	甲1の2,3
2019.12.25	79739				甲1の2
2020.1.24		100000	20041	295% $20041 \div 79739 \times 365 \div 31 \times 100$	甲1の2,3
2020.1.24	79739				甲1の2
2020.2.25		100000	20041	277% $20041 \div 79739 \times 365 \div 33 \times 100$	甲1の2,3
2020.2.25	79739				甲1の2
2020.3.25		100000	20041	305% $20041 \div 79739 \times 365 \div 30 \times 100$	甲1の2,3
合計	893,897	1,125,000	228,919		